

環境技術・製品の海外展開への支援に関する調査（抜粋）

ベトナム技術協力

1 調査の概要

第4次環境基本計画において、経済・社会のグリーン化に向けた国際市場を視野に入れた取組として“各国の環境ラベリングが共に活用される枠組みの作成”、“グリーン購入をアジア各国で進めるための国際的ネットワークづくりの促進”、“我が国の強みである環境技術・製品の海外展開に際して必要な支援の実施”が挙げられている。過年度の本事業では、日本の強みである環境技術を活かした国内製品の国際展開を目的としてASEAN地域を主な対象に、本分野の政策担当者を国際セミナーの講演者として日本に招くなど情報交換等の側面的支援を進めてきた。本年度は、これまでの支援をさらに深化させるため、グリーン公共調達(GPP: Green Public Procurement)および環境ラベリング制度が未整備もしくは未成熟であるASEAN地域の1カ国を対象に、当該国の環境ラベルにおける日本に優位な基準の将来的な策定を見据え、制度運営支援や日本の知見共有などの技術協力を展開することとした。具体的には、ベトナムを対象国として選定し、相手国を訪問しての実務者協議および相手国関係者を日本に招いた協議を開催した。技術協力の対象国としてベトナムを選定した背景としては、これまでの調査結果やヒアリングにより、同国がGPPおよび環境ラベル分野の知見と経験不足から技術協力のニーズを有していることが判明しており、高い経済成長率(過去10年間、平均6%¹)を背景に今後も国際展開のニーズが高まる²ことが予想されることなどが決定要因となった。なお、過年度調査によりベトナムのGPPおよびタイプI環境ラベルを管理するベトナム天然資源環境省(MONRE: Ministry of Natural Resources and Environment))の政策担当者とすでにネットワークが構築できているため、友好的協力関係のもとで本年度以降の技術協力が進むことが期待される。

2 ベトナムの概要

1) ベトナムの概要

ベトナムは、インドシナ半島の東部に位置し、南北に細長く伸びる社会主義共和国である。北に政治の中心である首都ハノイ、南に経済の中心であるホーチミンがあり、約9,270万人の人口を抱える。1995年にASEANに加盟し、安定的に経済成長を遂げている。2016年の日本の対ベトナム直接投資額(新規及び追加:認可ベース)は21.6億ドルで国別では第3位となったほか、ベトナムの輸出入相手国として日本は輸出・輸入ともに第3位に位置するな



¹ IMF - World Economic Outlook Databases

² JETRO「ベトナム一般概況～数字で見るベトナム経済～」によると、対ベトナム輸出は10年以上年々増加している

ど、両国間の経済的なつながりは強い。さらに、1992年11月の経済協力再開以降、日本はベトナムにとって最大の援助国となっている。

表 1. ベトナム基礎データ

国名	ベトナム社会主義共和国	首都	ハノイ
面積	32万9,241平方キロメートル	人口	約9,270万人
ASEAN加盟年	1995年	言語	ベトナム語
GDP	約2,019億米ドル(2016年)	経済成長率	6.21%(2016年)
経済概況	<p>(1) 1989年頃よりドイモイの成果が上がり始め、1995年から1996年には9%台の経済成長率を記録。アジア経済危機の影響から一時成長が鈍化したものの、海外直接投資の順調な増加も受けて、2000年から2010年の平均経済成長率は7.26%と高成長を達成。2010年に(低位)中所得国となった。</p> <p>(2) 2011年以降、マクロ経済安定化への取り組みに伴い、成長率が若干鈍化した一方でインフレを抑制しつつ安定的に成長(直近5年間の成長率は2012年5.2%、2013年5.4%、2014年5.98%、2015年6.68%、2016年6.21%)。</p> <p>(3) ベトナムは一層の市場経済化と国際経済への統合を推し進めており、2007年1月、WTOに正式加盟を果たした。</p>		

出典：外務省-ベトナム社会主義共和国基礎データ(平成30年1月15日現在)

2) ベトナム・グリーンラベル

ベトナムのGPPおよび環境ラベリング制度「ベトナム・グリーンラベル」はともにMONREが所管している。まず、2009年のMONRE「決定(Decision) No. 253/QD-BTNMT³」により、ベトナム・グリーンラベル制度の立ち上げが承認され、2013年12月の「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT⁴」の発布により、運用・認定手続き等が確立された。



ベトナムグリーンラベル

その後、2014年1月に発布された「決定 No. 154/QD-BTNMT⁵」にて14基準が制定・改定され、平成29年11月発布の「決定 No. 2186/QD-BTNMT⁶」にて3基準が制定された。また、基準の制定・改定を示すこの2つの決定文書には、ベトナム国内事業者およびベトナムへの輸出事業者(海外事業者)に対する、グリーンラベル申請に係る一般的な事項(環境法規等の順守等)を定めているほか、海外事業者に対してはIAF(国際認定フォーラム)もしくはPAC(太平洋認定協力機構)の国際相互承認のメンバーであり、かつISO/IEC17021認定を取得した認定機関により環境マネジメントシステムISO14001の認定を製造工場が取得していることを条件としている(もしくは同等の基準を満たす認定機関によりISO14001の認定を受けた工場)。平成30年2月現在、17基準が制定されており、59製品が認定を取得している。MONRE ベトナム

³ URL: <http://hethongphapluatvietnam.net/decision-no-253-qd-btntmt-of-march-05-2009-on-approving-the-ecology-label-issuance-program.html>

⁴ URL:

<http://hethongphapluatvietnam.net/circular-no-41-2013-tt-btntmt-of-december-02-2013-providing-orders-of-procedures-for-and-certification-of-ecological-labels-for-environment-friendly-products.html>

⁵ URL:

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quyet-dinh-154-QD-BTNMT-2014-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-Viet-Nam-Bo-Tai-nguyen-Moi-truong-248895.aspx> (ベトナム語)

⁶ URL:

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Quyet-dinh-2186-QD-BTNMT-2017-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-moi-truong-Viet-Nam-362251.aspx> (ベトナム語)

ム環境総局(VEA: Vietnam Environment Administration)を中心に、MONRE 内にあるベトナム・グリーンラベル事務局が事務局運営を担い、基準案策定や市場調査、申請技術関連資料の評価を担う技術委員会および品目選定や基準案チェックを担当するベトナム・グリーンラベル評議会によって、ベトナム・グリーンラベルが運営されている。申請料および年間使用料は無料となっており、申請から認定取得まで約1カ月を要する。



図 -1. ベトナム・グリーンラベルの法体系と基準

3) ベトナム GPP

ベトナムにおける GPP は、日本のグリーン購入法のような GPP に特化した法律は制定されていないものの、環境関連法規や国家戦略等にその記述がある。最初に GPP に関する記述が登場するのは、2012 年に発布された「首相決定(Prime Minister's Decision)『国家グリーン成長戦略の承認』No. 1393/QĐ-TTg⁷⁾」である。公共支出のグリーン化を規定する法規を制定するための調査や、リサイクル可能な製品や環境ラベル認定製品の使用や調達を優先的に行うことを要求しているほか、環境配慮型製品の市場拡大のための環境ラベルの普及啓発についても触れられている。2014 年改正「環境保護法(Law on Environmental Protection No.55/2014/QH13)⁸⁾」では、第 44 条「環境にやさしい生産と消費」1 項にて「機関、組織、世帯あるいは個人は、環境にやさしい製品とサービスの生産と消費に努めること」、2 項では「国の予算を使用する機関の長は、法律の規定に従って環境ラベルの認定を受けた環境に優しい製品とサービスを優先的に使用する責任を負う」と規定している。現時点では、この環境保護法がベトナム GPP における最も重要な根拠法

⁷⁾ URL:

<https://thuvienphapluat.vn/archive/Quyet-dinh-1393-QD-TTg-nam-2012-phe-duyet-Chien-luoc-quoc-gia-tang-truong-xanh-vb148498.aspx>

⁸⁾ URL: <http://vietnamlawenglish.blogspot.jp/2014/06/vietnam-environmental-protection-law.html>

令となっている。そして、その環境保護法の実施規則にあたる 2015 年公布「環境保護法実施ガイドに係る通達(Decree 19/2015/ND-CP guiding the implementation of Law on Environmental Protection 2014)⁹」にて、ベトナム・グリーンラベル認定製品を環境配慮型製品として指定しており、公的機関が GPP に取り組む場合、実質的にベトナム・グリーンラベル認定製品の調達求められる基本的な構図が形成された。しかし、公共調達の一般的な規則を定めている「調達法(Law on Procurement)」では、調達時における環境面の考慮、つまり GPP の取組については規定されておらず、グリーンラベルを活用した GPP の促進を定めた環境保護法との整合が取れていないことが、ベトナム国内での GPP の実施が進んでいない大きな理由の一つであると MONRE 政策担当者は分析している。具体的には、公共調達には評価基準が設定されているが、その評価基準に経験と能力、品質や性能などの技術的な基準が設定されているものの、現在のところ環境配慮を考慮する基準が含まれていないためである。

表 2. ベトナム GPP およびグリーンラベル制度の概要

	GPP	ベトナム・グリーンラベル
根拠法令	環境保護法(No.55/2014/QH135/25/EU) 環境保護法実施ガイドに係る通達(Decree 19/2015/ND-CP)	決定「No. 253/QD-BTNMT」 通達「Circular 41/2013/TT-BTNMT」
制定年	2014 年改正 (環境保護法)	2009 年 (決定「No. 253/QD-BTNMT」)
所管	ベトナム天然資源環境省(MONRE)	ベトナム天然資源環境省(MONRE) <ul style="list-style-type: none"> • ベトナム環境総局(VEA)-認証・モニタリング • ベトナム・グリーンラベル事務局-事務局機能 • 技術委員会-市場調査・基準案策定等 • ベトナム・グリーンラベル評議会-品目選定等
対象	公的機関は GPP に取り組むことが求められているが、調達法との整合がとれていないため、実質的に自主的取組となっている	主として一般消費者
分野 (基準数)	GPP = ベトナム・グリーンラベル	17 基準(平成 30 年 2 月現在) ※認定商品数 : 59
特徴	公的機関が GPP に取り組む場合、ベトナム・グリーンラベル認定製品の調達求められる	申請料および年間使用料が無料 取得に要する期間 : 約 1 カ月

⁹ https://binhdinh.eregulations.org/media/19_2015_ND-CP_268680.pdf